

毎週月. 水. 金曜日発行

富 山 県 報

平成28年 4 月 20 日

水 曜 日

第 4045 号

目 次

告 示

- 指定構造計算適合性判定機関の業務を行う事務所の所在地の変更 1
- 指定障害福祉サービス事業者の指定 2
- 道路の区域変更 3
- 道路の供用開始 3
- 公有水面埋立の承認 4

公安委員会公告

- 機械警備業務管理者講習の実施 5
- 警備員指導教育責任者講習の実施 6
- 警備員検定の実施 11
- 検定合格者審査の実施 13

~~~~~

## 告 示

~~~~~

富山県告示第208号

指定構造計算適合性判定機関の業務を行う事務所の所在地の変更について

建築基準法（昭和25年法律第 201号）第77条の35の 8 第 2 項の規定により、次のとおり指定構造計算適合性判定機関の業務を行う事務所の所在地を変更する旨の届出があったので、同条第 4 項の規定により公示する。

平成28年 4 月 20 日

富山県知事 石 井 隆 一

指定構造計算適合性判定機関の名称	変更後の業務を行う事務所の所在地	変更前の業務を行う事務所の所在地	変更しようとする年月日
一般財団法人ベターリビング	東京都千代田区富士見二丁目 7 番 2 号及び愛知県名古屋市中区栄四丁目 3 番26号	東京都千代田区富士見二丁目 7 番 2 号	平成28年 4 月 20 日

(建築住宅課)

富山県告示第209号

指定障害福祉サービス事業者の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第36条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により公示する。

平成28年4月20日

富山県知事 石 井 隆 一

指定障害福祉サービスの種類	指定年月日	事業所番号	申請者		事業所	
			名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地
共同生活援助	平成28年4月1日	1620800035	医療法人社団緑心会	砺波市太田570	緑心会グループホーム	砺波市矢木12-5

富山県告示第210号

道路の区域変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のとおり変更したので、同項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において4月20日から1箇月間一般の縦覧に供する。

平成28年4月20日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類及び路線名	区 間	変 更 前後別	記号	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	縦覧場所
国道 415号	高岡市伏木一丁目78番1から 高岡市伏木一丁目78番1まで	変更前		最大 24.7 最小 18.1	95.1	高岡土木 センター
		変更後		最大 26.1 最小 19.6	95.1	

県道 伏木港線	高岡市伏木一丁目78番1から	変更前	最大 24.7 最小 16.3	105.1	高岡土木 センター
	高岡市伏木一丁目78番1まで	変更後	最大 26.1 最小 17.5	105.1	
県道 松木鷺塚線	射水市松木1125番1から	変更前	最大 7.5 最小 7.1	4.5	高岡土木 センター
	射水市松木1125番1まで	変更後	最大 10.1 最小 9.7	4.5	
県道 氷見惣領志雄 線	氷見市惣領字前田2527番3から	変更前	最大 10.5 最小 10.5	31.6	高岡土木 センター 氷見土木 事務所
	氷見市惣領字前田2529番2まで	変更後	最大 23.8 最小 10.5	31.6	
県道 坪野小矢部線	砺波市東中1035番から	変更前	最大 8.6 最小 7.0	42.9	砺波土木 センター
	砺波市東中1035番まで	変更後	最大 10.4 最小 8.2	42.9	

富山県告示第211号

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において4月20日から1箇月間一般の縦覧に供する。

平成28年4月20日

道路の種類 及び路線名	区 間	供用開始の期日	縦覧場所
県道 松木鷲塚線	射水市松木1125番1から 射水市松木1125番1まで	平成28年4月20日	高岡土木 センター
県道 氷見惣領志雄 線	氷見市惣領字前田2527番3から 氷見市惣領字前田2529番2まで	平成28年4月20日	高岡土木 センター 氷見土木 事務所
県道 坪野小矢部線	砺波市東中1035番から 砺波市東中1035番まで	平成28年4月20日	砺波土木 センター

富山県告示第212号

公有水面埋立の承認について

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第42条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立を承認したので、同条第3項において準用する同法第11条の規定により告示する。

平成28年4月20日

富山県知事 石 井 隆 一

1 出願人

- (1) 名称 道路管理者 国土交通省北陸地方整備局
- (2) 代表者の氏名 北陸地方整備局長 藤山 秀章
- (3) 住所 新潟市中央区美咲町一丁目1番1号 新潟美咲合同庁舎1号館

2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

- (1) 埋立区域
氷見市泊1705番地先から氷見市泊1649番地先 135.61平方メートル
- (2) 埋立てに関する工事の施行区域
氷見市泊1705番地先から氷見市泊1649番地先 1,002.25平方メートル

3 埋立地の用途

一般国道 160号の道路用地

4 承認年月日

平成28年4月12日

~~~~~  
公 告  
~~~~~**機械警備業務管理者講習の実施について**

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第42条第2項第1号に規定する機械警備業務管理者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第13条で準用する同規則第2条の規定により公示する。

平成28年4月20日

富山県公安委員会委員長 綿貫 勝介

1 講習実施日

平成28年7月27日（水）から29日（金）までの3日間

2 実施時間

午前8時30分から午後4時50分まで

3 実施場所

富山県富山市向新庄町一丁目14番40号

富山市職業訓練センター

4 講習定員

30人

5 事前受付の期間及び受付先

(1) 期間

平成28年5月16日（月）から6月10日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）
の午前8時30分から午後5時15分までの間

(2) 受付先

富山県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係（電話076-441-2211・内線3045）で電話受付する。

(3) 受講者の決定等

ア 受講希望者数が講習定員に満たない場合は、その全員を受講者とする。

イ 受講希望者数が講習定員を超えた場合は、その時点で受付を終了する。

6 受講申込みの受付期間

平成28年6月13日（月）から6月24日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）
の午前8時30分から午後5時15分までの間

7 受付場所

富山県内の警察署

8 提出書類

機械警備業務管理者講習受講申込書（写真の貼付けが必要）

9 受講手数料

38,000円（受講申込時、富山県収入証紙により納付すること。）

受講申込み後の受講の取りやめによる手数料の返還、受講者の変更等は認めない。

10 その他

(1) 当日は、各自筆記用具を持参すること。

(2) 教本等の配付を事前に希望する場合は、下記問合せ先に申し出ること。

(3) 本講習は、一般社団法人富山県警備業協会に委託して実施する。

11 問合せ先

富山県警察本部生活安全全部生活安全企画課警備業係

（電話076-441-2211・内線3045）

警備員指導教育責任者講習の実施について

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第2条の規定により公示する。

平成28年4月20日

富山県公安委員会委員長 綿貫 勝介

1 講習に係る警備業務の区分及び実施期日

- (1) 法第2条第1項第1号に規定する警備業務（以下「1号業務」という。）

| 講 習 | 実 施 期 日 |
|--------|---|
| 新規取得講習 | 平成28年6月20日（月）から28日（火）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の7日間 |
| 追加取得講習 | 平成28年6月23日（木）から28日（火）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の4日間 |

- (2) 法第2条第1項第2号に規定する警備業務（以下「2号業務」という。）

| 講 習 | 実 施 期 日 |
|--------|---------------------------|
| 新規取得講習 | 平成28年7月4日（月）から8日（金）までの5日間 |
| 追加取得講習 | 平成28年7月7日（木）、8日（金）の2日間 |

- (3) 法第2条第1項第3号に規定する警備業務（以下「3号業務」という。）

| 講 習 | 実 施 期 日 |
|--------|---------------------------|
| 新規取得講習 | 平成28年7月4日（月）から8日（金）までの5日間 |
| 追加取得講習 | 平成28年7月7日（木）、8日（金）の2日間 |

2 実施時間

- (1) 1号業務

午前9時から午後4時50分まで（追加取得講習は、初日のみ午後1時から午後4時50分まで）の間

- (2) 2号業務及び3号業務

午前8時30分から午後4時50分までの間

3 実施場所

富山県富山市向新庄町一丁目14番40号

富山市職業訓練センター

4 講習定員

各講習とも20人

5 受講対象者

警備業務の区分に応じ、受講申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者とする。

(1) 新規取得講習

ア 最近 5 年間に、受講しようとする警備業務（以下「当該警備業務」という。）

の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して 3 年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成 17 年国家公安委員会規則第 20 号。以下「検定規則」という。）第 4 条に規定する 1 級の検定（以下「1 級検定」という。当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第 23 条第 4 項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

ウ 検定規則第 4 条に規定する 2 級の検定（以下「2 級検定」という。当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して 1 年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第 3 条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和 61 年国家公安委員会規則第 5 号。以下「旧検定規則」という。）第 1 条第 2 項に規定する 1 級の検定（以下「旧 1 級検定」という。当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者

オ 旧検定規則第 1 条第 2 項に規定する 2 級の検定（以下「旧 2 級検定」という。当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して 1 年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習

当該警備業務以外の警備業務の区分に係る法第 22 条第 2 項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第 7 条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「講習修了証明書」という。）の交付を受けている者で前記(1)アからオのいずれかに該当するもの

6 事前受付の期間及び受付先

(1) 受付期間

| 講習 | 事前受付期間 |
|--------------|--|
| 1号業務 | 平成28年5月9日(月)から27日(金)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までの間 |
| 2号業務
3号業務 | 平成28年5月9日(月)から6月3日(金)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までの間 |

(2) 受付先

富山県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係(電話076-441-2211・内線3045)で電話受付する。

7 受講申込みの受付期間及び受付先

(1) 受付期間

| 講習 | 申請受付期間 |
|--------------|--|
| 1号業務 | 平成28年5月30日(月)から6月3日(金)までの午前8時30分から午後5時15分までの間 |
| 2号業務
3号業務 | 平成28年5月30日(月)から6月10日(金)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までの間 |

(2) 受付先

富山県内の各警察署

8 提出書類

(1) 警備員指導教育責任者講習受講申込書(写真の貼付けが必要) 1通

(2) 受講対象者に該当することを疎明する書面 各1通

なお、受講対象者に該当することを疎明する書面は次のとおりとする。

ア 前記5(1)アに該当する者は、当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書

イ 前記5(1)イに該当する者は、1級検定に係る合格証明書の写し

ウ 前記5(1)ウに該当する者は、2級検定に係る合格証明書の写し及び2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事していることを証明する警備業務従事証明書

エ 前記 5(1)エに該当する者は、当該警備業務の区分に係る旧 1 級検定の合格証の写し

オ 前記 5(1)オに該当する者は、当該警備業務の区分に係る旧 2 級検定の合格証の写し及び旧 2 級検定に合格した後、継続して 1 年以上当該警備業務に従事していることを証明する警備業務従事証明書

カ 前記 5(2)に該当する者は、当該警備業務以外の警備業務の区分に係る法第 22 条第 2 項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第 7 条に規定する講習修了証明書の写し及び前記アからオのいずれかの書類

(3) 受講手数料

ア 1 号警備業務

| | | |
|--------|---------|-------------------|
| 新規取得講習 | 47,000円 | 富山県収入証紙により納付すること。 |
| 追加取得講習 | 23,000円 | |

イ 2 号警備業務

| | | |
|--------|---------|-------------------|
| 新規取得講習 | 38,000円 | 富山県収入証紙により納付すること。 |
| 追加取得講習 | 14,000円 | |

ウ 3 号警備業務

| | | |
|--------|---------|-------------------|
| 新規取得講習 | 38,000円 | 富山県収入証紙により納付すること。 |
| 追加取得講習 | 14,000円 | |

エ 受講申込み後の受講の取りやめによる手数料の返還、受講者の変更等は認めない。

9 その他

- (1) 当日は、各自筆記用具を持参すること。
- (2) 教本等の配付を事前に希望する場合は、下記問合せ先に申し出ること。
- (3) 本講習は、一般社団法人富山県警備業協会に委託して実施する。

10 問合せ先

富山県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係

(電話076-441-2211・内線3045)

警備員検定の実施について

警備業法（昭和47年法律第 117号。）第23条第 1 項の規定に基づき検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。）第 7 条の規定により公示する。

平成28年 4 月 20 日

富山県公安委員会委員長 綿貫 勝介

1 検定実施日時、受検定員

| 警備業務の種別 | 級 | 実 施 日 時 | 定 員 |
|----------|-----|---------------------------------------|-----|
| 施設警備業務 | 2 級 | 平成28年 8 月 23 日（火）
午前 9 時から午後 5 時まで | 30人 |
| 交通誘導警備業務 | 2 級 | 平成28年 8 月 24 日（水）
午前 9 時から午後 5 時まで | 30人 |

2 受検資格

富山県内に住所がある者又は富山県内の営業所に属する警備員

3 検定実施場所

富山県富山市高島 7 番 11 号

富山県警察装備センター

4 事前受付の期間及び受付先

(1) 期間

平成28年 6 月 13 日（月）から同年 7 月 15 日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までの間

(2) 受付先

富山県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係（電話076-441-2211・内線3045）で電話受付する。

(3) 受検者の決定等

ア 受検希望者の数がそれぞれの予定人員を超えなかった場合は、その全員を受検者とする。

イ 受検希望者が予定人員に達した時点で受付を終了する。

5 検定申請書の受付期間及び受付先

(1) 期間

平成28年7月11日（月）から同年7月22日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までの間

(2) 受付先

富山県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係

(3) 提出書類

ア 検定申請書 1通

イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に申請者の氏名及び撮影年月日を記載したもの）2葉

ウ 申請者が富山県内に居住することを疎明する書面（住民票の写し、自動車運転免許証の写しなど）

エ 申請者が富山県外に居住している場合は、富山県内に所在する警備会社の営業所に属することを疎明する書面（所属証明書など）

(4) 提出方法

提出書類は、受付先へ直接持参するものとし、郵送等による提出は認めない。

6 手数料

次に掲げる額の手数料を受検票受領時に富山県収入証紙により納入すること。

なお、申請後の受検の取りやめによる手数料の返還、受検種別の変更等は認めない。

| 検定の種別 | 受検手数料 |
|-------------|---------|
| 施設警備業務 2級 | 16,000円 |
| 交通誘導警備業務 2級 | 14,000円 |

7 受検票の交付

検定申請書を提出した者に対しては、原則として即日受検票を交付する。

8 問合せ先

富山県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係

（電話076-441-2211・内線3045）

検定合格者審査の実施について

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条に規定する審査（以下「検定合格者審査」という。）を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）附則第9条の規定により公示する。

平成28年 4 月 20 日

富山県公安委員会委員長 綿貫 勝介

1 検定合格者審査の実施日時、種別及び受験定員

(1) 平成28年 8 月 29 日（月）

午前10時から午後 3 時30分まで（受付は午前 9 時30分から）

ア 空港保安警備業務に係る 1 級の検定合格者審査

イ 空港保安警備業務に係る 2 級の検定合格者審査

ウ 施設警備業務に係る 1 級の検定合格者審査

エ 施設警備業務に係る 2 級の検定合格者審査

（受験定員はアからエの合計で10名）

(2) 平成28年 8 月 30 日（火）

午前10時から午後 3 時30分まで（受付は午前 9 時30分から）

ア 交通誘導警備業務に係る 1 級の検定合格者審査

イ 交通誘導警備業務に係る 2 級の検定合格者審査

（受験定員はア、イの合計で10名）

(3) 平成28年 8 月 31 日（水）

午前10時から午後 3 時30分まで（受付は午前 9 時30分から）

ア 貴重品運搬警備業務に係る 1 級の検定合格者審査

イ 貴重品運搬警備業務に係る 2 級の検定合格者審査

（受験定員はア、イの合計で10名）

2 検定合格者審査の実施場所

富山県富山市高島 7 番11号

富山県警察装備センター

3 事前受付の期間及び受付先

(1) 期間

平成28年6月27日（月）から同年7月15日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までの間

(2) 受付先

富山県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係（電話076-441-2211・内線3045）で電話受付する。

4 審査申請書の受付期間及び受付先

(1) 期間

平成28年7月19日（火）から同年7月29日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までの間

(2) 受付先

審査申請書は、次のアからウのいずれかの警察署に提出すること。

ア 申請者の住所地を管轄する警察署

イ 申請者が警備員の場合、所属する警備会社の営業所を管轄する警察署

ウ 審査を受けようとする旧検定合格証の交付手続を行った警察署

5 申請に必要な書類

(1) 審査申請書 1通

(2) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）1葉

(3) 旧検定合格証の写し

(4) 富山県公安委員会以外で旧検定合格証の交付を受けた場合で、今回、富山県公安委員会の審査を受ける場合は、住所地が富山県内にあることを疎明する書面（住民票の写し、自動車運転免許証の写しなど）又は富山県内の営業所に属することを疎明する書面（所属証明書など）

6 手数料

4,700円（申請時に富山県収入証紙で納付すること。）

申請後の受験の取りやめによる手数料の返還、審査種別の変更等は認めない。

7 その他

- (1) 受験当日は、審査種別に係る旧検定合格証を持参すること。旧検定合格証の持参がない場合は審査を受けられない。
- (2) 学科試験に合格した者は、実技試験に進み、徒手の護身術（基本の構え、体さばき、前突き）を行う。服装は動きやすいものであれば、特に指定はしないが、警備員としての品格を疑われるような服装は避けること（ヘルメット、帽子、手袋、警笛等は不要）。
- (3) 審査に合格し、成績証明書の交付を受けた場合は、これを添付して合格証明書の交付申請を行うこと。ただし、成績証明書の有効期限は 1 年であることに注意すること。

8 問合せ先

富山県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係

（電話076-441-2211・内線3045）

